

公益社団法人神戸市私立保育園連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神戸市私立保育園連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会の理解、協力の下に保育事業の振興を図り、もって神戸市における児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乳児及び幼児の保育に関する普及啓発
- (2) 保育所職員の養成及び資質向上
- (3) 保育事業に関する調査研究
- (4) 障がい児保育に関する事業
- (5) 災害救援・災害対策に関する事業
- (6) 保育事業に関する連絡調整
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、神戸市及びその周辺市町において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した神戸市内の認可私立保育園及び私立認定こども園(幼保連携型、保育所型)
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)及び認可外(無認可)保育施設
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人又は個人
- (4) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員、準会員、賛助会員及び特別会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 2年以上会費等を滞納したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長(第22条に規定する会長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又は定款で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における、前条第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

(総会規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名を副会長、1名を常務理事、1名を会計理事とする。
- 4 第2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長、常務理事及び会計理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事及び会計理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常務理事及び会計理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 3 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示

し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 41 条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び会計理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎月（8 月を除く。）開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集するとき及び前条第3項第4号後段により監事が招集するときは、この限りでない。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第38条 前条の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第39条 一般法人法第98条第1項の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

- 第41条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会におい

て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第42条 この法人の資産の管理・運用は、会長及び会計理事が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類に

ついては承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還す

る短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、兵庫県において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は黒川恭眞、副会長は舟橋博及び藤本重美、常務理事は谷村誠、会計理事は牧田稔とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1. 平成 27 年 2 月 25 日 定款第 5 条 1 項、第 6 条 1 項、第 7 条 1 項、第 8 条 1 項（正会員、準会員、賛助会員、特別会員）の変更
1. 令和 3 年 2 月 25 日 定款第 14 条 1 項（定時総会の開催日）の変更
1. 令和 8 年 2 月 25 日 定款第 22 条 1 項（役員の数）の変更